

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和8年5月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	公園監理課	228-7824	堺市公園台帳管理システム構築に伴う統合型GIS改修業務	(株)パスコ 大阪支店	4,403,411	R8.5.22	<p>既存の堺市公園台帳システムは、開発元によるサポート終了に伴い、継続的な運用およびセキュリティ確保の観点から、システムの更新が必要となった。更新にあたり、庁内協議を行った結果、システム開発・運用に係るコスト抑制の利点及び市民サービス向上の観点から、従来の単独システムを更新するのではなく、庁内で既に運用している統合型GISを活用し、既存の堺市公園台帳システムに保存された施設情報を庁内で運用している統合型GISへ移行・設定することとした。これにより、問い合わせや相談等に関して、迅速な市民対応等が可能となり、公園を利用する市民の安全安心につなげることができる。</p> <p>当該目的を達成しつつ統合型GISを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、統合型GISに格納するデータ構造やシステム運用の仕組み及び各種機能に関する詳細な知識や技術が必須であり、統合型GISを構築したもの以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しないものが本業務を履行すると、統合型GISのデータ構造を理解できていないことにより的確なデータ取込を行うことができないなど、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、公園施設の修繕・改修などが遅れ公園を使用する市民に影響が出るなど公園施設管理業務に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できるものは、統合型GISについての詳細な知識等を有する、当該システムを構築した株式会社パスコ以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	